

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成28年11月14日（平成28年（行個）諮問第168号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第8号）

事件名：本人からの申出に関して銀行第一課から特定会社に回付した書面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書1に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月25日付け金監第1092号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から平成28年12月10日付け（同月12日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

原処分はねつ造・改ざんされたものであると申し立てる。

「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」とあるが、受付日は平成25年12月2日。同年9月分ではない。同年12月2日の相談が、同月5日に銀行に回付された。監督局銀行第一課は、平成26年3月13日、14日に伝達日の確認をしている。相談から最大2週間で伝達がされると事績簿（金総第2766号 平成28年4月22日付け）に記載されている。9月受付の相談が12月に伝達されることはない。審査請求人は平成25年9月に相談していない。同年12月の相談が同年9月分の受付になることはない。金融庁は、開示請求に対してねつ造した情報を開示した。審査請求人は「取引がない」という表現を同年12月2日の相談時に使っていない。平成26年3月13日、大臣目安箱において、相談員Aが教えてきた情報と金融庁の開示した情報が違う。そもそ

も大臣目安箱において相談員Aが教えてきた伝達内容，銀行に伝達された日付と伝達された回数，相談回数は嘘である。同日大臣目安箱において，次男が伝達を指定した際，相談員Aは，次男が指定した伝達は，審査請求人の伝達と重複している。もう詳細は伝わっていると言った。次男に対して，「お母様（審査請求人）と長男，お名前をちょうだいしていますので，その口座と，預金残高のお知らせと決算書の，口座番号とお客様番号」が伝達されていると言った。審査請求人は，相談員Bに「預金残高のお知らせと決算書の（以下略）」は伝えていない。相談員Aは，平成25年12月19日の広島支店特定個人Cの留守電内容を基にねつ造された情報を教えてきた。同月10日の伝達を「お父様（主人），お母様（審査請求人），三男，四男のその点は，相談員Bの方が伝えていきます。銀行側も把握していると思います。」，同月2日の伝達を「貸金庫の契約があったはずなのに，ないと言われていると。銀行員が何らかの不正を働いているのではないかとということで，回答してもらえないことが（黙って，通話を同時に聞いている第三者から指示を受けていた。）」，既に銀行に詳細が伝わっていると言ったが，同日以外該当する情報が事績簿と伝達にない。基になる事績簿にない情報は伝達にもない。特定会社は貸金庫の検索をしていない。審査請求人は金融庁に口座の検索結果の相談をしていた。相談員Aは，全て嘘の情報を教えてきている。「審査請求人と長男の口座と，預金残高のお知らせと決算書の，口座番号とお客様番号の相談」が銀行に伝達されていると言ったが「審査請求人と長男の口座を銀行本部に問い合わせた報告」であり伝達内容が改ざんされている。

平成26年3月14日，平成25年12月2日の伝達「貸金庫の契約があったはずなのに，ないと言われている（以下省略）」と同月10日の伝達「口座を検索したのは主人，審査請求人，三男，四男」が重複していたので，担当課の判断で取り消したので伝達していないと嘘の説明があった。重複している箇所が一箇所もない。伝達は既にされている。「審査請求人と長男の口座を銀行本部に問い合わせた報告」は，事績簿《131202-12》であるが該当する情報がない。相談員Aの教えてきた伝達「口座を検索したのは主人，審査請求人，三男，四男」は，事績簿と伝達に該当する情報がない。そもそも相談員Bに四男のことは伝えていない。事績簿《131202-11》で，相談員Bに聞かれて「口座を検索したのは主人，審査請求人，長男，次男，三男」と名前を答えている。長男が削除されて，次男が四男と入れ替えてある。事績簿と伝達に該当する情報がない。

広島支店窓口で，特定個人Cが長男の名前を一度も聞いたことがないので口座の検索をしていないと嘘をついたことが，実際には検索をしていない明確な証拠となった。特定個人Cは，審査請求人の書類に名義番号3桁が記載されているのを見た際，お客様番号で検索したと言ったが，審査請

求人と長男のお客様番号は同じである。この事実を審査請求人は聞こえていないので知らなかった。電話で主人と審査請求人と長男の口座を問い合わせているので、当然、審査請求人は広島支店窓口で、特定個人Cは長男の口座を検索したと言ったと思っていた。相談員Bは、「特定個人Cは口座を検索したと言った」のかを確認してきたので、「口座を検索した」と答えた。相談員Bに誰の口座を検索したのか聞かれて、口座を検索したのは、主人、審査請求人、長男、次男、三男と答えている。金融庁は、平成26年3月13日大臣目安箱の時点で、同月10日付けで検査情報受付窓口に送った情報（金検第444号 平成28年4月22日付け）を基に、後付けで記録の改ざんを行っている。

平成25年12月2日、全国銀行協会から銀行本部に連絡があり、本部から広島支店に連絡があり、特定個人Cが対応している。特定個人Cは「今回の問合せは（口座の）解約日を知りたいということですか?」と言っている。広島支店窓口で特定個人Cは貸金庫の検索はしていない。審査請求人は全国銀行協会と同じように、金融庁でも「口座は解約していない。広島支店特定個人Cは口座を解約していると言うが解約日を教えない」と相談している。特定個人Cの回答は当社の回答である。例え金融庁に相談しようとして特定個人Cの回答は変更がないと言った。存在しない名義番号7桁の載った書類を出すように責め立てた。しかし同月4日には回答が変わっている。審査請求人は、金融サービス利用者相談室で主人は口座を開いたことがない。貸金庫を借りたことが一度もないと言われていると相談している。貸金庫の解約日を依頼するわけがない。家族の口座の検索結果の相談をしている。「担当してくれているのは、広島支店〇〇氏である。」とあるがねつ造である。どこに行っても特定個人Cが対応してくると相談したので、相談員Bは、銀行本部（本店お客様相談室）に口座を問い合わせるように指示をした。銀行本部で、審査請求人と長男の口座番号を聞かれて、広島支店特定個人Cに確認して連絡すると言われたと相談員Bに報告している。相談員Aの教えてきた同月2日と同月10日の伝達内容は、平成26年3月13日の時点で改ざんされている。さらに伝達内容が改ざんされて開示されている。

平成25年12月3日、特定個人Cは別人に成りすまして電話を掛けてきた。審査請求人が「特定個人Cか?」と聞いたら「違う」と言った。「あなたたちの口座は調査したけどなかった」「主人、審査請求人、長男、次男、三男の口座を検索した結果を回答している」事績簿《131202-11》の伝達に対する対応があった。口座の検索結果を銀行の正式な書面を出すように言ったら電話を切った。また理由も言わずに、主人の名前の漢字を教えるようにと電話してきた。審査請求人が主人の名前の漢字を答えると、すぐに電話を切った。

金融庁は、特定会社に伝達された日付を平成25年12月3日から同月5日に改ざんしているが、同月2日の特定個人Cの発言「特定個人Cの回答は当社の回答であり、変更はない」等を考えると、別人に成りすまして電話をして、さらに主人の名前の漢字を聞いてくる理由の説明がつかない。銀行に回付された日付は同月3日である。翌4日には、特定個人Cとして電話をしてきている。特定個人Cは、別の行員として口座の検索結果を回答する必要があった。さらに主人の名前の漢字が必要な事態が起きた。金融庁から同月3日に伝達があった（相談員に家族の名前の漢字を聞かれていない。伝えていない）。同月4日には、広島支店特定個人Cは当社の回答、名義番号と言わなくなった。特定個人Cは、審査請求人と長男の口座の検索結果を言っている。同月2日銀行本部に審査請求人と長男の口座を問い合わせた銀行本部からの対応が同月4日にあった。特定個人Cの口調とテンションは同月2日と全く違っていた。

審査請求人の事績簿の平成25年12月3日の相談内容《131203-7》が、次男の事績簿（金総第2767号 平成28年4月22日付け）の平成26年3月13日の相談内容《140313-8》で次男の申出がねつ造されて「平成25年12月3日に母（審査請求人）は電話に出なかった。」と改ざんされている。電話を取らなければ特定個人Cと別人か分からない。次男の伝達（金監第1093号 平成28年4月25日付け）で、次男と審査請求人の申出がねつ造されて伝達されている。

特定会社広島支店での出来事と、平成25年12月2日の相談と、特定個人Cの対応と、同月9日、10日の池袋支店特定個人Dの対応から、事績簿《131202-11》の実際に伝達された内容は、「広島支店特定個人Cが、貸金庫係から広島支店お客様窓口まで、どこに行っても対応してくる。お客様係に書類を提出すると、すぐに書類を持って奥に行き、奥から特定個人Cが書類を持って出てきた。」「特定個人Cは、特定銀行1広島支店の審査請求人家族（主人、審査請求人、長男、次男、三男）の口座を検索した。窓口では、審査請求人の書類だけ提出して、長男の書類は見せていない。」「主人は平成6年に亡くなっている。主人は口座を開設したことがない。貸金庫を借りたことが一度もないと言われている。平成4年以降、貸金庫に主人と一緒に入って次男と三男の高額な証書を確認している。」「特定個人Cは、氏名（カナ）を聞いただけですぐに回答している（氏名だけで検索している）。窓口でも機械を操作することがなく奥に行ってすぐに戻ってきた。検索をしている様子が一切ない。検索できるような時間はなかった。特定個人Cは、実際には検索をしていないのではないか。」「広島支店は、平成4年までデータがある。同年以降の全保有データを検索したが、情報が出ないので顧客ではないと追い払われた。同年以降も利用があった。データが改ざんされているのではないか。」「口座は解約

していない。特定個人Cは、口座を解約していると言うが口座の解約日を教えない。」。

平成25年12月3日の相談と相談員Bの発言から事績簿《131202-12》の実際に伝達された内容は、「銀行本部で、審査請求人と長男の口座番号を聞かれて、広島支店特定個人Cに確認して連絡すると言われた。」「銀行本部に口座を問い合わせても、特定個人Cを通して返答が来る。」。

おおむね上記の内容が銀行に伝達されている。開示された伝達内容は改ざんされている。

当時、次男は東京にいたので広島支店での詳細は知らなかった。平成25年12月9日、次男は池袋支店で手続きをしようと、手続きに必要な書類を聞くために電話をした。池袋支店特定個人Dは、どんな古い書類でもいいので、所有していないかと聞いてきた。特定個人Dの方から口座の検索をしてきた。口座の検索時は保留音楽が流れて待たされた。特定個人Dは、次男の口座を検索した結果「口座はない」と言った。特定個人Dは、氏名の漢字の名前から聞いてきている。よって次男は氏名(カナ)で名乗っていない。氏名(カナ)を聞かずに、漢字の名前から聞いてきて、住所と最後に生年月日を聞いてキーボードを打って入力しているが、「口座はない」と言った後、生年月日を外して氏名(カナ)だけで検索したと言った。違うと言っているのに氏名(カナ。ただし姓のうち一文字が異なっているもの)でも検索した。このときは保留時間もなく、すぐに「口座はない」と言った。最初の検索時には、名前の漢字を聞く前に氏名(カナ)の入力がされている。当然既に検索結果が出ている。特定個人Dは、口座を検索する振りをした。実際には口座の検索をしていない。特定個人Dは、氏名(カナ)だけで特定銀行2を含めた全店舗、全支店の口座の検索ができると言った。当時システムが違うので、特定銀行2の口座は検索できなかった。特定個人Dはなぜ嘘を付いたのか。特定個人Dは、広島支店特定個人Cが氏名(カナ)だけで全保有データを検索できると審査請求人に言ったことを知っていた。次男に全保有データではなく、全店舗、全支店の口座の検索ができると変更して説明していた。特定個人Dは、次男に氏名以外の情報を聞いて、口座を検索して見せた。次男の名前が伝達されている。広島支店特定個人Cと同じように氏名(カナ)だけで検索したと言った。「口座はない」と言ったが、解約しているとは言わなかった。しかし同月10日池袋支店特定個人Eは、システム検索したので漏れはない。次男の口座の解約は確定している。10年で全情報を削除している。「口座はない」は当社の回答と言った。

次男は、次男と長男の口座は同じ特定銀行1広島支店。審査請求人が長男の口座を問い合わせているとしか言っていないのに、特定個人Dは、審

査請求人と長男の口座が広島支店であることを知っていた。全支店に銀行本部から伝達に対する隠蔽行為の指示が出ている。池袋支店のことを平成25年12月10日審査請求人が相談して、おおむね「次男の口座は解約が確定していると言われた。次男の行った東京の支店は全情報を10年で削除している。どんな書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている」という相談が、実際には銀行に伝達されている。伝達に対応して特定個人Cの留守電があった。伝達は既にされている。伝達内容は重複していない。平成26年3月13日、次男の指定した伝達に対して、特定会社から貸金庫の検索をしたとの嘘の返答が来た。広島支店特定個人Cは、口座の検索ができなければ貸金庫の検索はできないと言った。広島支店窓口で貸金庫の検索はしていない。金融庁は、銀行の違法行為を隠蔽するため、後付けで記録の改ざんを繰り返している。審査請求人と次男は、金融サービス利用者相談室で貸金庫の解約日を依頼していない。特定会社の立入検査実施中の平成26年1月9日には、審査請求人の相談している銀行は、特定銀行1広島支店から特定銀行2広島支店に改ざんされていた。事績簿には「特定銀行2広島支店」になっている記録がない。

保有個人情報の利用目的に、金融機関の指導・監督を行う上で必要であるためとあるが、事実と異なる情報が記載されている。通話内容を開示した上で、開示した情報が事実であることを立証するように申し立てる。

銀行に回付した内容の基になる事績簿（金総第2766号 平成28年4月22日付け）は全部開示されている。しかし3回目の伝達は法12条1項を理由に、銀行に回付した内容の受付日、相談者、支店名等、内容が全て不開示となっている。審査請求人の伝達では〇〇氏だが、前述した次男の伝達では特定個人C、主人（違う漢字に改ざんされている。）審査請求人の名前が伝達されて、内容は全部開示されている。次男は主人の名前は聞かれていない。主人と四男の漢字の名前を聞かれたが答えていない。

「金総第2000号 平成28年3月16日付け（金融庁において保有の確認できた文書）2013年12月2日の相談が監督局によって、2013年12月5日付けで（以下省略）」「（開示された行政文書）開示請求者からの申出に関し、（以下省略）」から、受付日は2013年12月2日。相談者は開示請求者である審査請求人であることは明白である。審査請求人の個人情報として開示されているのに、受付日、相談者、支店名等、内容が不開示なのは違法である。

銀行に回付する基になる事績簿は全て開示されている。銀行に回付される情報は事績簿に全て記載されている。記載されていない情報を回付することは違法である。銀行に回付した内容が不開示であることは違法である。事績簿の記録では平成25年12月2日の伝達回数は2回である。事績簿の同日の相談回数は3回《131202-11》《131202-12》

《131202-13》あるが、伝達承諾の項目が「可」なのは《131202-11》《131202-12》の2回だけである。平成26年3月13日、同月14日、同月17日大臣目安箱において、次男は相談員Aから、審査請求人の平成25年12月2日の相談の伝達回数は2回と説明を受けた。相談員Aは、相談者が伝達を希望しなければ伝達をしないと行った。しかし開示された伝達回数は3回である。平成26年3月13日大臣目安箱において、相談員Aは、審査請求人のフルネーム（カナ）で本人確認を行い、前回の情報と一致したと言った。同日の時点では平成25年12月分だけを参照したと言った。同月分の審査請求人の事績簿の氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇〇〇（ただし、姓のうち一文字が異なっているもの）。性別は男になっている。相談員Aは本人確認以前も以後も〇〇〇〇〇様、お母様と言っている。平成26年3月13日大臣目安箱の時点では、氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇〇〇。性別は女だったことは明白である。後付けで改ざんされている。相談員Aは繰り返し〇〇〇〇〇様と言っている。事績簿にも当方の主人が～と記載されている。審査請求人は〇〇〇〇〇〇〇〇と名乗り、主人の名前を〇〇〇〇と言っている。名前の漢字は聞かれていないのでカタカナ記載の主人の名前〇〇〇〇は別の漢字が事績簿に記載してある。審査請求人の性別は同年1月9日には女になっているが、相談員Aが作成した事績簿（金総第4903号 平成28年6月27日付け）では、審査請求人の性別は、また男になっている。性別、氏名のフリガナ・漢字等の個人情報が違えば別人である。次男が会話を確認したが、本人確認をして、審査請求人と相談員の双方〇〇〇〇〇と言っている。性別や氏名のフリガナ等、通常間違いようがない情報、変更されない情報が繰り返し変更されている。既に銀行に回付した情報を過去に遡り改ざんしている。金融庁は、開示していない情報で、どんな改ざんをしているか分からない。金融庁の職員の行為の全てが信義誠実の原則に違反している。違法である。そもそも冒頭で述べたように開示請求に対して情報がねつ造されて開示されていることは明白である。不開示部分1、2の全部開示を申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年2月27日付け保有個人情報開示請求（同年3月7日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法18条1項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る保有個人情報について

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報は、以下の文書に記載されている保有個人情報である。

① 2013年12月2日に金融サービス利用者相談室へ寄せられた相談が監督局によって、2013年12月5日付けで特定会社に伝達された内容が記載された文書

② 監督局総務課システムリスク担当宛てに郵送された文書（2015年3月12日付け）

③ 監督局総務課システムリスク担当宛てにFAXで送信された文書（2015年3月12日付け）

(2) なお、当初の平成28年2月27日付け開示請求書に記載されていた保有個人情報の名称等からは、対象となる保有個人情報を特定することが困難であったため、同年3月16日付けで補正命令を発出したところ、同月29日付け開示請求書（同月31日受付。）により上記(1)のとおりに補正されたものである。

具体的には、まず、当庁において、平成28年2月27日付け開示請求書の記載を基に、対象となり得る保有個人情報を探索し、確認できた保有個人情報を審査請求人に提示の上、開示請求の対象とするか否かを確認するという方法で行われた。

2 原処分について

諮問庁は、上記1(1)の①については、開示する保有個人情報を「審査請求人からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社に回付した書面（平成25年12月5日）（以下「本件回付書面」という。）に記載されている保有個人情報」と整理した上で、本件回付書面のうち、当庁の具体的対応に関する情報が記載されている部分（以下「本件不開示部分1」という。）については、法14条7号柱書きに該当するものとして、また、審査請求人以外の氏名及び同者の申出内容等が記載されている部分（以下「本件不開示部分2」という。）については、審査請求人の開示請求権の対象範囲外のため、不開示とした。

なお、上記1(1)の②及び③については、全部開示した。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分において不開示とされた部分の全部開示を申し立てる。

(2) 審査請求の理由

審査請求書によれば、要旨、「開示請求に対して情報がねつ造されて開示されていることは明白である」ことを理由として、本件審査請求を行ったものと解される。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件回付書面について

当庁では、金融サービス利用者相談室において受け付けた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、

原則として、当該銀行への情報提供を行うこととしている（主要行等向け総合的な監督指針Ⅱ－２－２（２））。

本件についても、平成25年12月2日、審査請求人から当庁金融サービス利用者相談室に対し、特定会社の対応について相談がなされ、金融サービス利用者相談室より情報を得た当庁監督局銀行第一課は、同月5日、審査請求人の相談内容について、特定会社に対し、本件回付書面により伝達したものである。

(2) 法14条7号柱書きの不開示事由該当性について（本件不開示部分1）

本件回付書面は、金融サービス利用者相談室に寄せられた審査請求人からの申出について、その概要及び当庁の対応方針等を取りまとめた文書であり、本件不開示部分1には、当庁の対応方針に関する情報が記載されている。

苦情・相談に対する監督当局の具体的な対応・処理方針を開示することになれば、監督当局が、どのような申出内容であれば金融機関等に対して報告を求めるにとどめ、又はそれを超えて回答を求めるなどするのかといった情報が明らかとなり、その監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分1は、法14条7号柱書きに該当するものと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(3) 法12条1項の保有個人情報該当性について（本件不開示部分2）

本件不開示部分2には、審査請求人以外の金融サービス利用者による相談等に関する個人情報が記載されている。

そして、本件回付書面の形式上、審査請求人の個人情報が記載された部分と審査請求人以外の金融サービス利用者の個人情報が記載された部分を明確に区分することは可能であり、後者は、本件開示請求の前提となる「自己を本人とする保有個人情報」（法12条1項）に該当しない。

したがって、原処分において、本件不開示部分2を不開示としたことが相当であることは明らかである。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年11月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月1日 | 審議 |
| ④ | 同月12日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |

- ⑤ 平成29年3月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分においては、別紙2に掲げる3文書に記録された保有個人情報を特定し、別紙2に掲げる文書2及び文書3に記録された保有個人情報の全部を開示する一方で、文書1に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の一部を法14条7号柱書きに該当する、又は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち本件不開示部分1及び2（以下、併せて「本件不開示部分」という。）を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分1の不開示情報該当性及び本件不開示部分2の保有個人情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分1の不開示情報該当性について

(1) まず、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定して原処分を行った経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件開示請求を受け、その記載内容では開示請求の対象となる保有個人情報の特定が困難であったことから、これを特定するため、審査請求人に対し、本件開示請求の補正に係る参考情報として、処分庁において保有が確認できた本件対象保有個人情報が記録された文書の情報を提供するとともに、補正を求めたところ、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報を開示請求の対象として明示した補正後の開示請求書が提出された。

イ 開示決定等は、開示を求める保有個人情報を保有する部局においてそれぞれ担当しており、原処分は、別紙2に掲げる3文書に記録された保有個人情報について開示決定等を行ったもので、他の保有個人情報については、別件開示決定等においてその全部を開示している。

(2) 次に、当審査会において見分した別紙2に掲げる文書1に記載の相談の受付日は平成25年12月2日であるところ、文書の標題には、「平成25年9月分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」と記載されているため、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、同年9月分のエクセルファイルのコピーを利用して

同年12月分を作成した際、標題部分の修正を失念し、同年9月分のま
まになってしまったものとのことであった。

上記のとおり、文書1に記載の相談の受付日は平成25年12月2日
であり、また、審査請求書によれば、審査請求人が金融サービス利用者
相談室に相談した日に同日が含まれていることからすると、9月分を1
2月分に修正することを失念したとする諮問庁の上記説明は不自然では
なく、審査請求人が主張するような改ざんやねつ造がされているとほう
かがわからない。

- (3) 当審査会において見分したところ、文書1は、金融庁金融サービス利
用者相談室に寄せられた特定会社に関する相談・苦情等について、その
概要及び金融庁の対応方針を取りまとめた文書であると認められる。

本件不開示部分1には、このうち、金融庁の対応・処理方針に関する
情報が記載されているものと認められる。

相談・苦情等に対する監督当局の具体的な対応・処理方針を開示する
こととすれば、監督当局が、どのような申出内容であれば金融機関等
に対して報告を求めるにとどめ、又はそれを超えて回答を求めるなどする
のかといった情報が明らかとなり、その監督事務の適正な遂行に支障を
及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分1は、法14条7号柱書きに該当するも
のと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示部分2の保有個人情報該当性について

- (1) 法12条1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機
関の長に対し、当該行政機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の
開示を請求することができる。」と規定している。すなわち、開示を
請求することができるのは、「自己を本人とする保有個人情報」であり、
自己以外の者に関する情報は開示を請求することはできない。

- (2) 当審査会において見分したところ、本件不開示部分2は、審査請求人
以外の者に関する情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に
は該当しないから、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するも
のではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件不開示部分1を法
14条7号柱書きに該当するとして不開示とし、本件不開示部分2を法1
2条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと
して不開示とした決定については、本件不開示部分1は同号柱書きに該当
すると認められ、本件不開示部分2は審査請求人を本人とする保有個人情

報には該当しないと認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件請求保有個人情報記録された文書)

- 1 金融サービス利用者相談室に対する相談内容の応接録 (相談年月日は以下のとおり)
 - ・ 2013年12月2日
 - ・ 2013年12月3日
 - ・ 2013年12月6日
 - ・ 2013年12月10日
 - ・ 2014年1月9日
- 2 2013年12月2日の相談が監督局によって、2013年12月5日付で特定会社に伝達された情報が記載された文書
- 3 検査局総務課検査情報受付窓口に金融庁ウェブサイトを経由して送信された特定会社広島支店に係る法令等の遵守に関する文書 (文書日付は以下のとおり)
 - ・ 2014年1月28日付
 - ・ 2014年2月3日付
 - ・ 2014年5月8日付
- 4 検査局総務課検査情報受付窓口に郵送された特定会社広島支店に係る法令等の遵守に関する文書 (文書日付は以下のとおり)
 - ・ 2014年2月9日付
 - ・ 2014年2月12日付
 - ・ 2014年2月25日付
 - ・ 2014年3月5日付
 - ・ 2014年3月10日付
 - ・ 2014年3月12日付
- 5 検査局総務課検査情報受付窓口にFAXで送信された特定会社広島支店に係る法令等の遵守に関する文書 (受信年月日は以下のとおり)
 - ・ 2014年2月10日
 - ・ 2014年2月12日
 - ・ 2014年2月25日
 - ・ 2014年3月5日
 - ・ 2014年3月10日
 - ・ 2014年3月12日
 - ・ 2014年5月8日
- 6 法令等遵守調査室に金融庁ウェブサイトを経由して送信された文書 (文書日付は以下のとおり)
 - ・ 2014年3月27日付
 - ・ 2014年4月23日付

- ・ 2014年5月23日付
- 7 法令等遵守調査室にFAXで送信された文書（文書日付は以下のとおり）
 - ・ 2014年4月23日付
 - ・ 2014年5月23日付
- 8 検査局審査課調査室宛にFAXで送信された文書（2015年3月16日付）
- 9 監督局総務課システムリスク担当宛に郵送された文書（2015年3月12日付）
- 10 監督局総務課システムリスク担当宛にFAXで送信された文書（2015年3月12日付）

別紙 2（原処分で特定された保有個人情報が記録された文書）

- 文書 1 開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社に回付した書面（平成 25 年 12 月 5 日）
- 文書 2 開示請求者からの申出に関し、監督局総務課システムリスク担当宛に郵送された書面（平成 27 年 3 月 12 日）
- 文書 3 開示請求者からの申出に関し、監督局総務課システムリスク担当宛に F A X で送信された書面（平成 27 年 3 月 12 日）